

Title	ウヰリアム・モリスの観たる中世経済生活(下)
Sub Title	
Author	加田, 哲二
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1922
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.16, No.6 (1922. 6) ,p.840(100)- 852(112)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19220601-0100">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19220601-0100</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## ウ井リアム・モリスの觀 たる中世經濟生活(下)

加田 哲 二

### 五

古代ローマのライフンディヤの崩壊の結果、昔日の奴隷は隸農と化した。さうしてこの必然的變化はチュートン民族のマルク制度と混合して、中世經濟生活の基礎である莊園制度 Manor を發生せしめた。勿論マナーの發生は、比較的ローマ化せられてゐた地方において發見し得る。ローマ化されてゐない地方にあつては、隸農は被征服種族の子孫であり、征服者たる種族の自由人がその土地の所有者であつた。

新社會の傾向は何人も他人によつて所有せらるることなく、何人も他に對しての勤勞を免除

然るに領主は外界からの攻撃、害惡に對して、彼等を保護する義務を負つてゐた。さうして封建制度の原則は少くとも領主に準宗教的性質を與へたのである。

既に指摘したやうに封建時代の社會制度はあつた。宗教的觀念を以て、彩られてゐた。洵に中世紀はその特殊の宗教を持つてゐた。それはローマ帝國崩壊の一原因である初期の基督教そのものではない。ローマ帝國の組織がその内容において鞏固であつたときにおいては、基督教は純然たる個人的宗教であつた。それは來世のために彼等の最善を盡せと教へた。さうして非宗教的の事項に對しては、信者の注意を神の王國から引き離すやうな煩雜から免れるために、現存の權力に従へよと説いた。然るに中世基督教においては、この來世の完成のためにする個人的奉仕の思想は、未だ存在はしてゐたが、それは第二義

せらるることのない新社會組織へ向つて行くにあつた。最下級の隸農と雖も、ある種の權利——その主なるものは莊園の一部を使用する權利である。——を持つてゐた。事實において、少くとも理論的には、彼等は生活の權利を奪はれることがなかつたのである。封建制度の原則は下は隸農から上はカイゼルに至るまでの勤勞の、さうして上はカイゼルから下は隸農に至るまでの保護の斷えざる連續である。それは土地の絶對的所有を認めなかつた。神は土地の所有者であつた。さうして王と諸侯とは、神の權威を授與された神の代理者に過ぎない。かくて神の權威は順次隸農に及ぶまで傳授せられる。彼等の間の差異は勤勞の性質にある。即ち征服民族はたゞある種の軍事的義務を負ひ、隸農は生産的勞働の負擔に任ずる。習慣による生活權の保證を外にしては、隸農は何等の權利を持つてゐない。

的のものとなり、「教會」なる思想が第一義となつた。

教會は單に地上の王國と神の王國との連鎖であつた許りでなく、地上の權力に神の精神を吹き込んで、地上に神の王國を齎したものであつた。中世紀の歴史の大部分を占めてゐる地上の權力と精神的權力との争は、兩者の間における思想の差異から起つたものではなく、同一原理を持つてゐる一方が他方を併呑しやうとした傾向の結果に過ぎない。要するに教會は宗教的であると共に政治的であり、社會的のものであつた。然るに國家は、それが政治的、社會的であると共に宗教的であつたのである。このことは單に國家と教會に限らない。中世紀の特色であるすべての大團體——騎士の團體から工匠のギルドに至るまでの大團體は、一方においては宗教的團體であると共に、他方においては實際的

目的を持つてゐた。また法律家も醫者もある種の宗教的性質を持つてゐたことが認められてゐた。このことは現在においてもその衣服並に儀式において残存してゐる。斯くの如く一社會内における團體形式の傾向は中世紀の最大特徴の一であつた。事實において、當時においては、團體の力を借らずしては、何ごとをも成し遂げることが出来なかつたのである。中世紀の人々の考へでは、共同の行動を行はずしては、生活することが不可能であつた。かくてすべての人々は教會に屬し、特に神に奉仕する僧侶は、彼等の間に規則正しい團體を形成した。貴族は何等かの形で騎士の團體に屬してゐた。然らば經濟生活は何によつて支配されてゐたか。(Socialism, Chap. IV. Mediaeval Society—Early Period. pp. 52-57)

六

々と共に、工匠並に商人となつた。これらの内商人は後世の歐洲においても尙ほ定期的商業の中心地であつたビザンティンから貨物を仕入れて來たが、彼等の數は極めて少數であつたが、その地位は甚だ重要であつた。彼等が商人ギルド Merchant Guild の最初の創設者であつた。商人ギルドは、中世紀のすべての團體の如く準宗教的基礎の上に組織せられ、さうして自由人の團體の残存したものを包含してゐるが、その名の示す如く純商業的傾向を持つてゐたものであつた。グロセ氏の商人ギルドに關する研究 (Charles Grosse, The Guild Merchant A Contribution to British Municipal History. 2 vols. 1890) によると商人ギルドは舊時のフランス・ギルド Frith Guild から發生したのも、また都市聯盟でもない。何となれば、商人ギルドでは、都市の非在住者でもその組合員たることを得たの

生産と交換とは、商業と生産の組織の保護のために、商人と工匠とによつて組織せられた大團體の掌中にあつた。このことを説明するためには歐洲中世都市の二つの起源に就いて論じなければならぬ。その第一はローマ時代の都市の残存したものである。この種のもものは、英國並に西部歐洲においても發見し得るが、主として南部歐洲即ち伊太利、スペイン、佛蘭西等において發見し得る。第二のものは新都市である。それはマルク團體から發達したもので、主として封建的莊園制度に屬してゐた。マルクの地主であつた自由人がこれらの初期の都市の貴族階級を形成し、さうして彼等の間から統治團體が選ばれた。都市が封建領主から許された特權によつて形成され始めたときに、多分被征服種族の殘存者であつた舊時の半獨立的の住民は、保護と便宜とを得るために都會に流入して來た人

に、都市聯盟ではその會員たるには土地の所有者に限られてゐたからである。(モリスは他の論文において、都市の發達について、こゝに述べたのとは異なる説を主張してゐる。曰く「ある人々が北部歐洲について考へてゐる如く都市がギルドを作つたのではなく、都市を作つたものは、ギルドであると云ふことを主張しなければならぬ。」と。さうして都市は中世紀の終末に至つては頗ぶるその重要を増したのであるが、始めから政治的並に智識の中心地となつたものではななくして、たゞ便宜上人々が集中して來た場所であるとしてゐる。) (Art and Industry in Fourteenth Century. Collected Works. vol. 22. p. 383)

中世紀における團體は尙ほ一層の發展を遂げた。手工業の生産力が發達して來ると、特殊の工藝のためのギルドが全歐洲に設立されて廣義に

おける工藝の全範圍に及んだ。かくて耕夫ギルドは英國村落並に小都市における最重要のギルドたるに至つた。これらのギルドの體制は、中世の團體の典型に形どつたものではあるが、尙ほそは工藝の微細なる部分に干渉してゐる。ギルドはすべて法律的に承認された團體で、その特殊の規則の破壊者に對して刑罰を賦する權能を持つてゐる、且つ都市における最高行政の參與者であつた。中世の後期に至ると、彼等は單なる參與者以上に出てゐる。彼等は從來の貴族を凌駕して市政の實權を握つた場合もある。例へば、第十五世紀の末葉に當つて、ツールリッヒにおけるハンス・ワルトマンと云ふもと鞞皮エギルドに屬してゐた有名な町民が權力を獲得し、以前貴族とギルド會員との同數の割合で成立してゐた委員會を貴族三分の一、ギルド會員三分の二の割合としてしまつた。かう云ふ例は他に

も少なからず發見することが出来る。要するに中世における團體は氏族的土地所有團體であるマルク制度の直接の子孫である。さうして權勢の推移は貴族——商人ギルド——工匠ギルドと云ふのが一般的傾向である。さうしてこれらの團體は、中世社會組織においては、合法的のものであつた。然らばこれらの團體と貴族並に帝王との關係如何。

封建制度が完成の域に達すると、氏族的マルク制度はその獨立を失つて、莊園主たる諸侯の支配するところとなつた。(但しその體制と習慣の大部分は、ローマの官僚政治時代におけるが如く、封建的諸侯によつて變改せらるることがなかつたのである。)マルクがその所屬の土地と共に都市を形成し來ると、そは世俗並に靈界の支配者から新しい特權を獲得した。これらの特權は、領主からは彼等の軍資金の調達上の必要

を充たすことによつて、教會からは寺院の建築費並にローマ教會その他との交際費を調達することによつて購はれた。これらの諸特權は獨立立法權、貿易權、兵役免除權がその主要なるものであつた。さうして都市は帝王の權力の増大を利益とした。何となれば帝王は遠隔の地にあつて、都市の直接支配者よりも、その權力的干渉の度が少なかつたからである。一方帝王の側から云ふと、その諸侯との争闘に於いて、都市に自由團體を創設維持し、これによつて家臣の權力の増大を牽制するの利益なるを感ずると共に、財政上から見ても、發達しつつある都市の生産は諸侯よりも、より豊富なる財源として彼等の眼に映じたのである。

中世都市の獨立の過程は既に第十一世紀において見ることが出来る。さうして第十四世紀に到つてその頂上に達したのであつた。最初の英

國の特許狀はエドワード告白王によつて許可された。佛蘭西において最初の特許狀を得たのは千七十二年の Le Mans 千七十六年の Cambrai で、Laon, Beauvais, Amiens の諸市がこれに次ぐ。後期に至つては王自ら自由都市を建設したものもある。即ちエドワード一世の如きはそれで、Winchelsea, Kingston upon Hull の如きは、斯くの如き都市の一例である。スペインにおいては既に「西ゴートの法典」において團體を確然と認めてゐる。最初の特許狀は千二十年 Leon に與へられてゐる。中世初期の獨逸においては、都市は皇帝の臣下の所領であつて、その地の大僧正によつて支配されてゐた。獨逸における解放の過程は、先づ第十二世紀において市民が僧正と行政を執行し、第十三世紀においては、賣收または暴力によつて彼等を驅逐し、かくて全帝國を直接支配する目的を達したのである。この

事が成就されるに、獨立の都市は全歐洲において最も自由なものであつた。さうして更に都市聯盟を形成することによつて、その獨立を確保したのである。その内ハンザ同盟が最も有名であつた。フランダーズにおいては、工藝による生産の偉大なる進歩發達のために、都市は理論上においては自由でなかつたが、それは領主と抗争するだけの實力を持つてゐた。

吾々は既に中世の諸特徴、その社會組織等について概説するところがあつたから、更に進んで、ギルド内部における經濟生活を語る順序となつた。(Socialism, Chap. IV. Mediaeval Society. pp. 57-62.)

七

中世のギルド内における生活は民衆の生活であつた。「ギルドの起源と發達」とに關する歴史は興味があると共に長い。何となれば、ギルドの

歴史は實際において中世紀の民衆史だからである。「さうして、その始めから社會的のものであつたギルドの發達は中世紀における階級闘争の形態であつた。」(Art and Industry in Fourteenth Century. Collected Works. vol. 22. pp. 382-383 and p. 385)けれども吾々は全體において、ギルドの起源並に發達を論及したから、次にその内部生活について述べやうと思ふ。

中世紀の經濟生活は今日のそれと甚だ異つてゐる。故に多くの人々は、その差異を考へることさへなし得ない。フランダーズ諸大都市における工藝の規則をその代表的例證として取らう。何となれば、機械的工藝殊に織物業が北歐中最も發達したところだからである。その勞働條件は次のやうなものであつた。

一、親方はその仕事場に三人以上の職人を使つてはならない。

二、徒弟たる場合には、一個所以上の仕事場に行つてはならない。

三、日給、一日の勞働時間の限定、祭日の休業の決定。

四、個數拂仕事の場合には、一ヤード幾何と定め、一日の出來高の最高限が決定されてゐた。

五、成規の公共取引以外に、個人的に羊毛を購買することは許されない。

六、羊毛を混合することを禁じ、最良の英國産羊毛を用ゆるものは、その仕事場内に他種の羊毛を所有することを禁ぜられた。

七、英國並に外國産の布は販賣が許されない。

八、コンミン・ヘ屬さない勞働者は、手不足でない限り、雇用を禁ぜられた。

これらの諸規定並にその他のものは、主として勞働者の利益のために制定されたと考ふべきである。この他に尙ほ公共の安全のために規定

されたものがある。それは次の通りである。

一、職人はその職を充分に知つてゐることを證明しなければならぬ。

二、一職を司るものは、先づ徒弟として、次に職人として勤務し、この勤務を終へて後、彼自身の織機の外に、三臺の織機を供へる資本を調達することが出来れば親方となる事が出来た。資本の調達は通常の場合何時も可能であつた。

三、織巾は一定であつた。

四、織物の品質に従つて、緑に色を附けた。

五、寒冷若しくは光線の悪いところで、仕事をさせてはならない。

六、すべての製品は試験を受け、もし不合格の場合は製作者に返還せられ、製作者は罰金を賦せられる、合格の場合には、合格章を與へられる。(Art and Industry in 14th Century. Coll-

ected Works. vol. 22. pp. 385-386).

斯くの如き規定の下においては、資本の蓄積は不可能であつた。さうして當時における産業の原理は次の通りであつた。一定の需要と、その需要を充たす貨物を作る製作者がある。もし貨物が充分優良のものでないならば、それに對する需要は更らに起り得ない。故に吾々はその品質を最善のものたらしめなければならぬ。さうして、その仕事は充分仕事に熟練してゐる人々の間に分與されなければならぬ。更らに仕事の優良を保證するためには、豊富なる生活資料と閑暇を持つてゐなければならぬ。

現今の人々は、かくの如き状態を稱して奴隷的であると云ふ。然るに、歴史はこれらの労働者が決して奴隷状態にゐなかつたことを教へてゐる。もし、それでも奴隷状態だと云ふならば良質の衣服と家屋と充分なる休日を得てゐた奴

隷状態は世界の歴史上にはこの場合以外に存在

しない。他方においては、彼等の精神が奴隷状態にあつたと云ふ。彼等の思想が狹隘なる範圍において働いてゐたことは事實である。けれども奴隷状態の精神はその思想を表現するのに彼等ほど自由ではない。彼等は他の人々に快樂を與へるやうな形態において、その思想を表現した。それは吾々の云ふ藝術的作品である。然り、中世紀の生産者は常に藝術の製作に従事した。このことは中世紀の藝術並にその労働に對する關係を深く研究したものの否定し得ない所である。當時にあつては醜い工藝品と云ふものがなかつた。あらゆるものが、適當な形態に製作せられ、如何なる普通の用品と雖も、裝飾せられ、その裝飾は美しく、さうして創意的であつた。労働者の心は、その生産において完全に自由に表現されてゐる。この種の生産は特別のこ

とでなくして、通常のことであつた。さうして、この藝術的の工藝が中世紀の崇高なる美の基礎であつた。(Art and Industry in 14th Century. pp. 386-387)

## 八

幸福な中世紀の生産者にも苦痛はあつた。それは生産者とその支配者から著しく壓迫されてゐたからであつた。生産者の労働を掠奪して衣食してゐた上流階級は、社會の生産的部門に關する材能の不足から、その方面において社會の進歩に貢獻することが出来なかつた。と同時に彼等は政權を握つてゐたので、不斷の戦争によつて、彼等自身の權威を保持せんとした。さうしてその人民に國家偏重主義を吹き込んでゐたのである。かくて眞實の社會組織に對するすべての計畫は阻害せられたのであつた。それと同時に當時の團體は、よりよい状態を齎らさうとす

る希望に充ちてゐたものではあつたが、尙ほ排他的のものであつた。ギルドマンの義務は、一方においては彼の職業によつて限定せられ、他方においては、その都市の地域によつて限定されてゐた。團體を形成する意志はそこに發生した。さうしてその進歩を成し遂げたのである。然るに交通の機關が缺如してゐたので、ギルドの人々はすべての外來者に對して、其小團體の利益を保護するやうになつた。ギルドマンが排他的になつたのは、斯様な理由によつてゐる。これらのことが中世紀の共產主義への發展に障害を與へたのであつた。(Art and Industry in the fourteenth Century. p. 388)

かくて中世社會はその頂上に近づいたのである。千三百五十年頃に至つて、工匠ギルドは、自由人の團體としてその最高潮の發達を成し遂げた。便宜上この年を以て、中世紀の前半が終末

を告げたと云ひ得らるる。隸農はこの時に當つて、ギルド並に自由都市の興隆に伴ふ變化に順應し來つたのである。隸農は半ば都會に流入し來つて、ギルドに屬し、半ば自由人となつて土地を耕作した。この隸農制度の崩壞の運動は英國においては、ワット・タイラア Wat Tyler ショ・ポール John Ball ショ・リスター John Lister によつて指導された百姓一揆にこれを見ること出来る。

工匠ギルドの發達と解放せられた隸農の都會への流入は、産業を變化せしむる他の基礎となつた。中世紀の後期においては所謂自由労働者である職人 Journeyman が現はれた。親方とその徒弟との外に、特權のない自由労働者が仕事場に働くこととなつた。けれども、これらの自由労働者はギルドに屬してゐた。殊に獨逸では職人ギルドは甚だ重要な地位を占めてゐて、中央

歐洲全體に涉つて交渉を持つてゐたのであつた。職人がある都市のギルドに至ると、ギルドは彼のために生活資料を供し、さうして職を提供した。英國においては、職人ギルドは甚だ發達したものではなかつた。それはあまり出現の時機が遅かつたからである。ギルドの會員が特權ある生産者となつてから、彼等は現時のブルジョアジーの基礎を作つた。千四百五十三年にトルコ人のために、コンスタンチノールが占領せられ、その結果として古代ギリシア文書の發見となり、かくして中世教會の迷信以外に新しい復興の學問に對する渴望は起つて來た。さうして千四百七十年以後においては、新印刷術の發明と共に學術思想の傳播は著しいものがあつた。かくてすべてが中世社會から近代商業的社會への變革に準備せられたのであつた。(Socialism, Chap. VI. The End of the Middle Ages.)

pp. 70-71)

第十六世紀の初葉において工匠ギルドは創設當時の意義を失つて來た。工匠ギルドは、その初めにおいては平等の工匠の團體であつて、彼等自身の選舉した役人によつて支配せられたもので、その規定の如きも、明かに資本主義の勃興を抑へるものであつた。例へば、フランダアスの織工ギルドの如きは、親方の所有する織機を四臺に制限した。さうしてギルド内部における人々の優劣は一時のもので、すべての徒弟は一定の期間において親方なることを得た。然るに今やこの状態は變化して職人は使用人となつて表はれかのである。入會金も貨幣價值の下落を償ふ以上に増額された。それは工匠の團體において必要なる經費を支辨する程度ではなくして、獨占會社の株式を購入する程度に達した。要するに第十六世紀の中葉に至つては、ギルドは一

種の労働を使用する資本家の團體と化したのである。かくて、この状態から完全なる資本的特權に進展するのには、單に外部的條件をのみ必要としたのであつた。商業の發達に伴つて、その進歩に必要な機關である二つの階級、即ち資本家と自由労働者がギルドの内から生れた。中世紀の商業には、何等資本主義的交易が存在しなかつた。地方的市場の需要は、直接の物々交換または諸地方の餘剰生産物の販賣によつて充足されてゐた。これらの状態は、すべて一變して、世界的市場が形成された。さうしてすべての商品は、この市場を通過し、この新しい商業を經營するために、商人階級が、中世紀の秩序立つた社會の破壊の後に、發生して、權力を握つた。かくてコンスタンチノールの陥落後三十年にしてアメリカ大陸は發見せられ、希望峰を廻る印度航路は發見せらるると共に、新興の

商業は甚だしく刺激せられ、舊時の都市以外に幾多の商業都市の發生を見た。封建的諸侯はその地方的政權を維持すること能はずして、強大なる近世的國家の一領域たるに至つた。(Socialism, Chap. VI. pp. 72-74)

かくて生産者の労働を急速に完了せしめるやうな壓迫を加へず、徐々と注意深く仕事を遂行し、極度の分勞を避けて、一物の全體を製作せしめ、労働者の全能力に應じてその智識を開發せしめ、さうして労働を藝術化した中世の經濟生活は去つて、利潤のために生産し、市場あつて、人間あるを知らざる近世的商業主義がこれに代つたのである。(Art under Plutocracy. Collected Works. vol. 23. p. 176)(一九二二・五・二一稿了)

## 健康保險運動の基調 (四、完)

園 乾 治

### 六

以上述べたる如く現在行はれてゐる諸機關では、十分なる手當、財政上の保護、疾病の防止に對して期待するが如き効果を擧げることはない。然かしながらそれは、醫療及び現金を給付し、デモクラチックな管理の下に、労働者、僱主、國家の三者の共同出捐によつて維持せらるゝ、廣汎な強制的健康保險(Compulsory Health Insurance)によつて、よく達成することが出来る。然らば強制的健康保險は、如何なる點に於いて他の機關よりも優れてゐるか。如何なる方法によつて労働者の要求を充してゐるか。如何なる經營を以つて進みつゝあるか。また如何

なる効果を疾病の防止に對して有するものであるか。これ等の問題に答へることは、取りも直さず健康保險運動の最後の、さうしてまた最も重要な根本思想を明かにすることになる。

一、強制保險は他の孰れの方法も有たない長所を有つてゐる

強制制度の下に於いては、他の方法の下に於いて有効に解決することの出来ない、保險に關する重要な財政上並びに經營上の問題が解決せられる。

一、強制制度は保護を要すると合理的に考へらるゝ總ての労働者に對する保險である。

疾病の時に方つて保護を最も多く必要とする人々を、任意制度に於いて保險することの困難は、米國にのみ特別に存するものではない。英國の如きは友愛組合及び労働組合によつて、任

意的健康保險が例外的に發達したのであつて、疾病に對して保險せられてゐるもの、數は、實に五百五十萬の多數に上つてゐる。けれどもこれでこの寛大なる制度は決して十分であるとは云ふことが出来ない。さうして強制主義を採用することが必要であつた。強制法は一九一一年に通過し、これに包括せられた十六歳以上の労働者は千三百七十四萬二千に達し、從來の任意制度の下に於いて保險せられたもの、二倍以上に當つてゐる。この制度に於いては少數の例外はあるが、年收七百六十八弗に滿かない、十六歳以上七十歳以下の、總ての筋肉労働者並びに他の總ての被僱者を包括する。その他の諸國の強制制度も、同様に多様なものを包括する。例へば獨逸法は労働者、助手(Helpers)、職人(Journeyman)、丁稚、僕婢、水夫を包括し監督(Foremen)、官公吏、事務員、音楽家、俳優、